

埼玉県自動車税事務所支所での現金収納を終了します

埼玉県自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口における現金収納は3月末で終了します。4月以降は、スマートフォン決済アプリやコンビニエンスストアでの納税をお願いします。

- ▶問い合わせ 県税務課
☎048-830-7606または
☎048-830-2658



乗用農機具のナンバー登録はお済みですか

軽自動車税(種別割)は公道を走るかどうかに関わらず、対象となる車両を所有していることで課税されます。コンバイン・田植え機・トラクターなどの乗用農機具(大型特殊自動車に分類されるものを除く)をお持ちの場合は、課税客体としての登録が必要です。

購入時には必ず税務課へ届け出の上、ナンバーを取得してください。また、車両を入れ替えた場合も届け出が必要となります。なお、すでに対象となる乗用農機具をお持ちでナンバーを取得していないものがありましたら、ご連絡ください。

- ▶問い合わせ 同課市民税グループ(内線235)

軽自動車やバイクなどの廃車・変更の届け出をお忘れなく

軽自動車・バイクなどにかかる軽自動車税(種別割)は、使用の有無に関わらず、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。次のようなときは、必ず届け出をしてください。

- 売買や譲渡により所有者が変わった
- 行田市を転出した
- 車両を入れ替えた
- 車両を廃棄した
- 車両を盗まれてしまい今は所有していない
- 所有者が死亡した

車種	届け出に必要なもの	届け出先(問い合わせ)
原動機付自転車(125cc以下のもの)	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更 <ul style="list-style-type: none"> • 届出者の本人確認書類(免許証など) • 標識交付証明書 • 譲渡証明書 廃車 <ul style="list-style-type: none"> • ナンバープレート • 届出者の本人確認書類(免許証など) • 標識交付証明書 	税務課市民税グループ(内線235)
小型特殊自動車(農耕用トラクターなど)	<ul style="list-style-type: none"> ①検査登録事務所には <ul style="list-style-type: none"> • ナンバープレート • 自動車検査証 • 印鑑など ※必要書類などは検査登録事務所へお問い合わせください。 ②市役所には <ul style="list-style-type: none"> 名義変更 <ul style="list-style-type: none"> • 登録事項等証明書 • 譲渡証明書 • 届出者の本人確認書類(免許証など) 廃車 <ul style="list-style-type: none"> • 登録事項等証明書 • 届出者の本人確認書類(免許証など) 	※検査登録事務所と税務課の両方へ届け出が必要です。 ①関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027 ②税務課市民税グループ(内線235)
その他の二輪車(125ccを超えるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更 <ul style="list-style-type: none"> • 届出者の本人確認書類(免許証など) 廃車 <ul style="list-style-type: none"> • 届出者の本人確認書類(免許証など) 	関東運輸局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車(三・四輪車)	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更 <ul style="list-style-type: none"> • 手続きの種類により必要書類が異なりますので届け出先にお問い合わせください。 	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112

- ▶問い合わせ 同課市民税グループ(内線235)

水災害発生時の被災者の早期生活再建のため あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と覚書を締結

本市では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と平成30年1月に「地域振興に係る包括連携協力に関する協定」を締結しています。

このたび、同協定に基づく取り組みとして、広域水災害発生時における罹災証明書の申請サポートを通じた被災者の生活再建支援を実施するため、「広域水災害発生時の共同取組に関する覚書」を締結しました。

これにより、今後、同社の火災保険加入者で本市へ罹災証明書を申請する方は、同社からサポートを受けられるようになりました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ▶問い合わせ 危機管理課(内線281)



都市計画の案の縦覧を行います

行田都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

都市計画の案の縦覧

- ▶期間 2月10日(金)～24日(金)午前8時30分～午後5時15分※土・日曜日、祝日を除く

▶場所

- 行田市都市計画課
- 埼玉県都市計画課
- 埼玉県行田県土整備事務所
※県ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/toshikeikakunosintyoku/index.html>)からご覧になれます。

▶内容

- 「行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案(埼玉県決定)
- 「行田都市計画区域区分」の変更案(埼玉県決定)

案に対する意見書の提出

- ▶対象 市内に住所を有する方または利害関係を有する方

- ▶提出方法 2月24日(金)午後5時15分までに持参、郵送(必着)、埼玉県電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出してください(電子申請・届出サービスの詳細は、県ホームページをご確認ください)。

▶提出先

- 行田市都市計画課(〒361-0052 行田市本丸2-20)
- 埼玉県都市計画課(〒330-9301 ※住所記載不要)
- 埼玉県行田県土整備事務所(〒361-0023 行田市市長野943)

- ▶問い合わせ 市都市計画課 ☎550-1550 または 県都市計画課 ☎048-830-5341

行田ラビッツスポーツ少年団が市長を訪問しました



行田ラビッツスポーツ少年団が、「令和4年度埼玉県スポーツ少年団第41回小学生バスケットボール交流大会」および「2022年度埼玉県U12バスケットボール大会兼第35回県民総合スポーツ大会」で優勝を果たし、その報告のため市役所を訪れました。

同少年団の沼口順一監督から試合当日の選手の活躍や優勝までの道のり、日々の徹底した基礎練習などが伝えられました。石井市長は「行田市の代表として今後もさらなる活躍を期待している」と激励の言葉を送っていました。

- ▶問い合わせ 生涯学習スポーツ課 ☎556-8336

市ホームページにバナー広告を載せませんか

ホームページを開設している企業、事業所、自営業を営む皆さん、月平均18万件のアクセスがある市ホームページにバナー広告を掲載してみませんか。広告料や申請方法につきましては市ホームページをご確認ください。

- ▶問い合わせ 広報広聴課(内線318)

